

○第１７１回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和４年３月１６日（水）１４：００～１４：３３

議事概要：

動物用医薬品（ジクロキサシリン*）の食品健康影響評価について

審議の結果、「ジクロキサシリンは、評価の考え方^注の３の（３）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和２年５月１８日動物用医薬品専門調査会及び令和２年６月１５日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料１）